

会計年度任用職員を募集(看護学級介助員)

鎌倉市立小・中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して医療的ケアを実施するための看護学級介助員を募集します。

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員
職 種	看護学級介助員
募集人数	2 名
勤務内容	1 児童生徒に対する医療的ケアの実施 2 医療的ケアの基礎知識に関する校内研修の実施に関すること 3 学習活動の補助に関すること 4 身辺の介助に関すること 5 校内における移動の介助に関すること 6 休み時間及び担任教諭不在時における安全確保に関すること 7 校外学習又は学校行事の際の付添い及び介助に関すること 8 その他必要に応じて所属長または学校長が指示すること
応募資格	看護師の資格を有しており、障害のある又は特別の配慮が必要な児童生徒の介助について必要な知識、技能等を有する人 ※ 准看護師は認められません。 ※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	採用の日から令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日まで (5 年を限度として、更新の場合あり)
勤務日数	平均して一月当たり 12 日 (8 月は勤務なし)
勤務日	学校と調整して決定 (原則として土・日・祝日を除く)
勤務時間	午前 8 時 15 分から午後 3 時 45 分まで (休憩時間 1 時間を含む) 又は午前 8 時 30 分から午後 4 時まで (休憩時間 1 時間を含む)
時間外勤務	宿泊行事に同行する場合は、所定労働時間を超える勤務となります。
勤務場所	鎌倉市立小・中学校 (勤務校は選べません)
報酬額	日額 11,050 円 その他、期末手当の支給あり

交 通 費	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給)
休 暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等
加 入 保 険	労働者災害補償の適用あり
申 込 方 法	<p>所定の申込書に記入し、電話連絡の上、持参又は郵送してください。 <u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します(郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いかねます)。</u> ※申込書は、鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 第 4 分庁舎 鎌倉市教育委員会 教育指導課 電話：0467-61-3812 (平日の 9 時～12 時及び 13 時～17 時)</p>
選 考 日	集合時刻及び場所については、電話連絡の際にお伝えします。
試 験 内 容	書類審査(申込書記載内容)及び面接
合 否 結 果	面接後、2 週間程度で郵送にて連絡します。
合 格 从 業 者 採 用 迄	<ol style="list-style-type: none"> 1 最終合格者は、会計年度任用職員採用候補者名簿に成績順に登載され、登載日以降の採用となります。 2 採用候補者名簿登載の有効期限は、登載日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日までです。 3 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。<u>(必ず採用があるとは限りません。)</u> 4 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
そ の 他	<u>看護師免許証又は登録済証明書の写しを添付してください。</u> 受験の際に提出された書類はお返しできません。 詳細は教育指導課指導担当までお問い合わせください。 TEL 0467 (61) 3812